

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

那珂市長 先崎 光

市町村名 (市町村コード)	那珂市 (82261)
地域名 (地域内農業集落名)	五台地区 (後台、中台、東木倉、西木倉、豊喰、津田)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和8年8月27日 (第3回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

- ・担い手の高齢化が深刻になっている。
- ・農業者の後継者が不足している。
- ・耕作放棄地や遊休地が多く増加している。
- ・農地中間管理事業の活用が推進が必要となる。

(2) 地域における農業の将来の在り方

- ・本地区の農地は、主に目標地図に位置付ける担い手(認定農業者、認定新規就農者等)が担い、農地中間管理事業を活用して担い手への集積・集約を図り、水稻、麦類、豆類、野菜、いも類等の栽培や畜産を行う。
- ・資源循環型農業の取組みを進める。
- ・スマート農業の導入及び農地の集約化等により農作業の効率化を図る。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	372 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	372 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農業振興地域内農用地の一部を農業上の利用が行われる農用地等の区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
・地域及び担い手の営農意向等を踏まえ、担い手を中心に農地の集積・集約を進め、農地の効率的な利用を行う。
(2)農地中間管理機構の活用方針
・農地中間管理事業を活用し、担い手への農地の集積・集約を進める。
(3)基盤整備事業への取組方針
・柳河中部地区(中台)において、農地の大区画化、農道の拡幅、パイプラインの整備等の基盤整備を実施する。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
・担い手の経営資金(農業用機械導入等)に関する補助制度の活用 ・繁忙期の労働力の確保 ・子供への食育等により将来的な人材育成を図る
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☒ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☒ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①農作物被害防止のため、那珂市鳥獣被害防止計画に基づき、猟友会から捕獲隊を編成し、対象鳥獣の罠による捕獲を実施する。
- ②研修会等を実施し、今後の取組みを検討する。
- ③スマート農業による農作業の効率化を図る。
- ④畑地化や米の輸出等により、需要に応じた生産を図る。